

フェローテックグループ グリーン調達ガイドライン



-日本語Ver.00-

株式会社フェローテックホールディングス
グリーン調達推進委員会

目次

1.	はじめに	3
2.	環境方針	4
3.	用語の定義	5
4.	お取引先様へのお願い	6
4-1 :	はじめに.....	6
4-2 :	適用範囲.....	6
4-3 :	適用除外.....	6
4-4 :	お取引先様選定の考え方.....	6
4-5 :	お取引時のお願い	6
5.	当社CiP管理について	8
5-1 :	目的	8
5-2 :	適用範囲.....	8
5-3 :	CiP管理システム	8
5-3-1 :	方針管理	8
5-3-2 :	目標	8
5-3-3 :	CiP管理対象化学物質	9
5-3-4 :	CiP管理リスト.....	9
5-3-5 :	適用範囲の明確化.....	9
5-3-6 :	計画.....	9
5-3-7 :	組織体制、責任と権限の明確化.....	10
5-3-8 :	製品設計	10
5-3-9 :	工程設計	10
5-3-10 :	供給者管理	10
5-3-11 :	精密分析	11
5-3-12 :	受入検査	12
5-3-13 :	工程管理	12
5-3-14 :	製品出荷時の確認.....	12
5-3-15 :	トレーサビリティ	12
5-3-16 :	コミュニケーション（CiP情報提供）	13
5-3-17 :	変更管理	13
5-3-18 :	不適合発生時の対応	13
5-3-19 :	教育・訓練	13
5-3-20 :	文書及び記録の管理	13
5-3-21 :	パフォーマンス（実施状況）の評価及び改善.....	13
5-3-22 :	マネジメントレビュー	14
6.	改訂履歴	15

1. はじめに

株式会社フェローテックホールディングス（以下、当社）は、「環境方針」を定め、製品含有化学物質の適正管理による環境汚染の防止や廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築など、環境保全への取り組みが企業経営の重要な課題の一つと位置付けております。

当社では、環境に配慮した製品の提供に向けて、環境負荷の少ない資材調達の活動を推進するため、この度「グリーン調達ガイドライン」を改訂発行いたしました。

当社は、環境保全に対する義務と責任を確実に履行すべく、取引先様と共に取り組んでまいりますので、今後も引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

2023年1月1日
株式会社 フェローテックホールディングス
代表取締役社長
賀賢漢



2. 環境方針

フェローテックグループは、地球環境の保護が人類共通の重要課題のひとつであることを認識し、環境マネジメントシステムに基づいて環境に配慮した生産活動と製品の提供を行い、地球環境への負荷を最小限にすることを目指します。

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保護活動の継続的な改善を実施し、環境負荷の低減に努めます。
2. 環境関連の法規・規制等を遵守し、環境保全に努めます。
3. 全ての従業員及び取引先の協力を得て、地域社会から地球規模にわたり、環境保全活動の取り組みを通じ広く社会に貢献します。
4. この環境方針は社員へ周知するとともに、一般に公表します。

環境マネジメントシステムの基本的な枠組み



3. 用語の定義

No.	用語	定義
1	製品	当社の子会社及び関連会社が顧客に納品するもの
2	環境負荷物質	地球環境と人体に悪影響の及ぼす有害物質の総称
3	CiP	製品含有化学物質。製品に含まれる化学物質 (Chemicals In products)
4	EHS	環境(Environment)・健康・衛生(Health)・安全(Safety)の頭文字
5	(M) SDS	(Material) Safety Data Sheet (化学物質等安全データシート)
6	chemSHERPA	製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するための情報伝達ツール (chemical information SHaring and Exchange under Reporting PArtnership in supply chain) by JAMP
7	経営者	当社の子会社及び関連会社の経営権限を持つ者
8	部品・材料	製品(OEM含)を構成する全てのもの。 包装材料・包装補助材料に加えて部品に付着、固着するはんだ、メッキ、インキ、塗料、同梱品(取扱説明書、記録メディア、緩衝材、段ボール、スティック、ラベル等)を含む
9	化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物
10	混合物	二つ以上の化学物質を混合したもの (例) 塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレットなどがある
11	成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの (例) 金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器などがある

4. お取引先様へのお願い

4-1：はじめに

当社は、環境負荷物質の法令順守、地球環境への負荷を軽減する活動を推進しております。お取引先様には、当社の子会社及び関連会社とのお取引において当社のEHS管理やCiP管理に協同いただきますようお願いしております。

4-2：適用範囲

当社の子会社及び関連会社に納品する部品・材料、設備・治具・計測機器、包装・梱包材、サービス。

4-3：適用除外

当社の子会社及び関連会社及びその部品・材料の性質によって、このガイドラインの要求事項のいずれかが適用不可能な場合、その要求事項の除外を考慮できます。

当社の子会社及び関連会社の要求事項及び適用される法令の要求事項を満たす製品を提供する能力または責任になんらかの影響を及ぼすものであるならば、適用除外は受けられません。

4-4：お取引先様選定の考え方

- (1) 品質要求に適合したお取引先様に加え、EHS管理やCiP管理への取り組みを重要視しております。
- (2) 当社の定める「5. 当社CiP管理について」のCiP管理の取り組みを積極的に協同いただける。

4-5：お取引時のお願い

- (1) お取引に際し、基本取引契約、品質保証協定書、秘密保持契約、環境保護に関する覚書等を締結させていただきます。
- (2) EHS管理やCiP管理状態を確認（実地調査・書面調査）する場合がございます。なお、発見された課題の改善をお願いする場合がございます。

- (3) 納入いただく部品・材料において、以下のいずれかの情報を提出・開示をお願いさせていただきます。

No.	情報	内容
1	宣言書	CiP管理基準を満足していることを宣言した書類（契約書含）
2	成分表	(M) SDS、Mill Test Report（鋼材検査証明書）
3	測定データ	精密分析（例：ICP-MS）での測定結果
4	監視データ	自社測定基準による簡易分析測定結果
5	業界のツールを利用したList（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ chemSHERPA成形品データ(AI)作成支援ツール(JAMP) ・ chemSHERPA化学品データ(CI)作成支援ツール(JAMP) リンクこちら chemSHERPAデータ作成支援

- (4) 変更情報：材料や工程など製造条件に変更が生じる場合は、事前に当社の子会社及び関連会社の担当窓口へ承認（代替品のご提案など）を得ていただきますようお願いいたします。

5. 当社CiP管理について

5-1：目的

本ガイドラインは、当社の環境に配慮する調達・製造管理方法の考え方を定める。

また、お取引先に対する当社の考え方や取り組みの理解を頂くと共に積極的な環境活動を推進する。

5-2：適用範囲

当社の子会社及び関連会社に適用する。

5-3：CiP管理システム

当社の子会社及び関連会社は、「5-3：」節以降の管理システムを満たすよう運営管理する。なお、顧客から特別な要求がある場合、それに従う。

品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムと共存、かつ相反さないように運営管理する。

5-3-1：方針管理

当社は、環境方針に基づき、計画を策定し、CiP管理を適切に実施する。

5-3-2：目標

当社の子会社及び関連会社は、環境方針に基づき、以下を目標とする。目標の見直しは、当社が行う。

■ 「法令違反 = 0件/年」

5-3-3 : CiP管理対象化学物質

当社の子会社及び関連会社のCiP管理対象化学物質は以下とする。

No.	管理対象
1	RoHS指令 Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (2011/65/EU)
2	REACH規制 Regulation concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency (REACH) ((EC) No 1907/2006)
3	最新の法規制、業界基準 chemSHERPA管理対象物質参照リスト (推奨)
4	顧客要求基準

5-3-4 : CiP管理リスト

当社の子会社及び関連会社は、CiP管理対象化学物質を文書化し、運用する。

- (1) chemSHERPA管理対象物質参照リスト (推奨)
日本語リンクこちら [データ作成支援 \(ツール等\) - chemSHERPA by JAMP](#)
- (2) 当社の子会社及び関連会社は、使用禁止、使用制限とする化学物質のCiP管理基準 (等) をCiP管理リストで明確にする。なお、当社の子会社及び関連会社で定めた化学物質もリストに含める。
- (3) CiP管理リストには、最新の法規制、業界基準、及び顧客要求基準や特別要求事項を反映する。

5-3-5 : 適用範囲の明確化

当社の子会社及び関連会社は、CiP管理システムの適用する範囲を明確にする。

5-3-6 : 計画

当社の子会社及び関連会社は、CiP管理に関するシステムを確立し、実施する。目標、法規制、業界基準、及び顧客要求基準や特別要求事項に変更があった場合、計画を見直す。

5-3-7 : 組織体制、責任と権限の明確化

経営者は、有効なCiP管理を実施するために、関連する役割に対して、責任及び権限を規定し、組織内部に伝達する。

5-3-8 : 製品設計

当社の子会社及び関連会社は、環境負荷物質不使用の部品・材料或いは環境負荷物質の少ない部品・材料を優先して選定する。

5-3-9 : 工程設計

当社の子会社及び関連会社は、環境負荷物質不使用の副資材或いは環境負荷物質の少ない副資材を優先して選定する。

5-3-10 : 供給者管理

5-3-10-1 : 供給者先の評価例（新規・継続）

(1) 評価方法

当社の子会社及び関連会社は、CiP管理状況と部品・材料の混入リスクレベルを考慮し供給者の評価方法を構築する。

(2) CiP管理システム

当社の子会社及び関連会社は、供給者のCiP管理システムを確認する。

(3) 混入リスク

当社の子会社及び関連会社は、供給者の取扱い部品・材料について、リスクを評価する。

(4) 管理レベル

当社の子会社及び関連会社は、評価基準を決定する。

(5) 管理方法

当社の子会社及び関連会社は、供給者評価の選定基準と管理方法を確立する。

5-3-10-2 : 合格供給者リスト

当社の子会社及び関連会社は、選定基準に合格した供給者のリストを維持・更新する。

5-3-10-3 : 製造委託先の管理

当社の子会社及び関連会社は、製造委託する前にCiP管理状況を確認し、記録化する。要求や変更は、文書で指示する。

5-3-10-4 : 量産承認

(供給者で量産承認が必要な場合)

当社の子会社及び関連会社は、量産承認書類（初品のCiP情報など）を要求し承認する。

5-3-10-5 : CiP情報

当社の子会社及び関連会社のCiP情報は以下とする。

No.	CiP情報	内容
1	宣言書	CiP管理基準を満足していることを宣言した書類（契約書含）
2	成分表	(M) SDS、Mill Test Report（鋼材検査証明書）
3	測定データ	精密分析（例：ICP-MS）での測定結果
4	監視データ	自社測定基準による簡易分析測定結果
5	業界のツールを利用したList（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ chemSHERPA成形品データ(AI)作成支援ツール(JAMP) ・ chemSHERPA化学品データ(CI)作成支援ツール(JAMP) リンクはこちら● chemSHERPAデータ作成支援

5-3-10-6 : 部品・材料のCiP情報管理

当社の子会社及び関連会社は、CiP管理が必要な部品・材料を特定し管理する。

5-3-11 : 精密分析

当社の子会社及び関連会社は、測定対象化学物質を明確にして、CiP管理リストの規格要求値を満たす検出限界の測定方法を確立するか第三者機関に依頼する。

5-3-12 : 受入検査

部品・材料のリスクに応じた受入方法を構築し実施する。
受入検査結果は、文書化した情報として保管する。

5-3-13 : 工程管理

当社の子会社及び関連会社は、製造工程におけるCiPに関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を文書化した情報として保管する。

5-3-13-1 : 誤使用・混入・汚染防止

当社の子会社及び関連会社は、誤使用・混入・汚染を防止するために管理方法および対象工程を明確にする。

5-3-13-2 : 反応工程

当社の子会社及び関連会社は、意図しない組成変化・濃度変化を防止するために、管理方法および注意すべき反応工程を明確にし、製品に環境負荷物質が残留または生成させないようにする。

5-3-13-3 : 生産設備

CiP管理物質を含有する部品・材料（CiP管理物質の含有が未確認の部品・材料を含む。）に付着（接触）する「生産設備及び治工具、計測機器」による誤使用・混入・混在・汚染を防止する適切な管理（清掃・標識など）を行う。

5-3-14 : 製品出荷時の確認

部品・材料の受入から出荷までの工程が規定された通りに活動した記録を承認してから出荷する。

5-3-15 : トレーサビリティ

当社の子会社及び関連会社は、CiP情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように、製品から部品・材料の受入ロット、製造ロット・製造場所（ライン）、生産委託先を双方向でトレースする。

5-3-16 : コミュニケーション (CiP情報提供)

当社の子会社及び関連会社は、顧客や供給者とコミュニケーションを図るための効果的な仕組みを構築し、コミュニケーションの結果を文書化した情報として保管する。

なお、CiP情報に変化が生じる場合は、事前にその情報を顧客と合意した時期に伝達する。

5-3-17 : 変更管理

当社の子会社及び関連会社は、取引先/供給者/製造委託先/自工程において、CiP管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更を明確にする。

5-3-18 : 不適合発生時の対応

当社の子会社及び関連会社は、CiPの不適合発生時に組織内部、供給者、製造委託先及び顧客へ速やかに連絡する。なお、連絡方法は、契約書などで事前に取り決めをしておく。

また、不適合発生時の処置の方法及び処理の結果を文書化した情報で保管する。処置の方法は、再発を防止するための原因調査を含める。

5-3-19 : 教育・訓練

当社の子会社及び関連会社は、CiP関連要員にCiP管理に必要な教育を計画し、実施し文書化した情報で保管する。

5-3-20 : 文書及び記録の管理

当社の子会社及び関連会社は、CiPに関する文書について、最新版の維持、文書の変更、配付、保管についてのルールを構築し、実施する。

5-3-21 : パフォーマンス (実施状況) の評価及び改善

CiP管理責任者は、CiP管理の活動状況やCiP管理システムの有効性を監視や監査で確認する。発見された課題を継続的に改善する。

5-3-22 : マネジメントレビュー

CiP管理責任者は、CiP管理のパフォーマンス及び有効性に関する情報を経営者に報告する。マネジメントレビューの報告頻度や報告内容を文書化した情報で保管する。

経営者は、CiPに関するアウトプットとして必要な指示を文書化された情報で指示する。

6. 改訂履歴

版数	改定日	内容
00	2023年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・初版発行 (旧版のグリーン調達ガイドライン 第1.10版の全面改訂)

この資料について

本ガイドラインは、当社による法律・規格の解釈がふくまれており、独自の管理方法となっております。法律及び管理方法は変更になる可能性があり、公開時点での情報であることにご注意ください。取引に関する不明点については、当社子会社・関連会社の窓口にご確認ください。

フェローテックグループ

グリーン調達ガイドライン（日本語第00版）

改訂日：2023年 1月1日

文書オーナー：フェローテックホールディングス

グリーン調達推進委員会